

## 第 746 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 6 月 27 日 (火) 13 時 58 分～14 時 14 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能エネルギーについて (資料 1-1、1-2)
- (2) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)

#### 2 その他

- (1) 令和 4 年 9 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 愛知海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、玉置 泰司
- 中立委員 小塚 淳子
- ・ 事務局 川上事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、川原技師、菅原主事

議 事

事) 川上代理

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告申し上げます。

本日は 15 名中 13 名の委員の御出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから第 746 回の委員会を開会します。

(宮川副会長)

本日の議題ですが、諮問事項が 4 件と、その他となっております。

それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

青木勇委員、青木勝海委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは青木勇委員、青木勝海委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題といたします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 川原技師

【資料 1 - 1 及び 1 - 2 に基づき説明】

議 長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(2)「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 原田主査

【資料 2 に基づき説明】

議 長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

鵜飼委員

まず、これは漁業法第 57 条の定数漁業ということでよろしいのでしょうか。

水) 原田主査

現在は定数漁業、非定数漁業という区分けはなくなっており、全て定数化されております。

旧漁業法の区分で言いますと、貝桁網については非定数でした。

定数の小型機船底びき網とは少し違うものです。

鵜飼委員 今回は許可を受けた者が死亡したことに伴う新規の許可ということですが、これは制度上何かあるのでしょうか。

水) 原田主査 死亡した云々というよりも、許可が失効したことによる空枠に対する許可という考え方ではないのでしょうか。

鵜飼委員 死亡した場合、通常は近親者が承継の手続きを取りますが、今回は承継によらない形の許可を想定しています。

水) 原田主査 許可の申請につきましては、承継以外については、必ず許可の内容等を公示して申請期間を定めて、申請期間の中で申請をしないと法律上新たな許可を出せませんので、今回いちから新規の手続きを取らせていただいているものです。

鵜飼委員 意味は分かるのですが、基本的には漁業調整規則上、相続があって初めて相続の許可を受けると思います。

水) 原田主査 今回は死亡した方と次の方は全く関係ないということでしょうか。

鵜飼委員 今回許可の申請を想定されている方につきましては、船舶自体は譲り受けていますが、承継の手続きが取れないので新規の許可を希望しているものです。

水) 原田主査 なぜこのような質問をしているかという、漁業調整規則上の相続という手続きを取っていないということは、今回死亡した方との関係はなく、枠が空いて新規の許可をするので諮問をしているのではないのでしょうか。

鵜飼委員 そのとおりです。

水) 原田主査 そのとおりです。

鵜飼委員 この説明だと死亡したことによる新規許可と書いてあるので、誤解を招くのではないのでしょうか。

水) 原田主査 制度上、相続という制度はありますが、今回は死亡した方と新しく許可を取る方は全く別ですよ。

鵜飼委員 そのとおりです。

水) 原田主査 枠が空いたから新規許可の方が手を挙げたということですよ。

鵜飼委員 そのとおりです。

水) 原田主査 その手続きは特段スムーズなのでしょうか。

鵜飼委員 何人かが手を挙げてそのうちの1人というわけではないということでしょうか。

水) 原田主査 現在想定されているのは1人となっています。

鵜飼委員 ただ法律上、制限措置を定める段階で相手を想定した形での公示はできま

せん。

つまり申請機会の平等があり、誰でも手が上げられるような記載内容での公示となりますので、このような表現を取らせていただいています。

鵜飼委員  
議長

分かりました。

他に御質問等がございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（3）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師  
議長

【資料3に基づき説明】

この件について御質問、御意見等がございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（4）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 菅原主事  
議長

【資料4に基づき説明】

この件について御質問、御意見等がございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定いたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

特段ないようですので、本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は7月29日月曜日14時から開催予定となっております。

御協力ありがとうございました。

以上